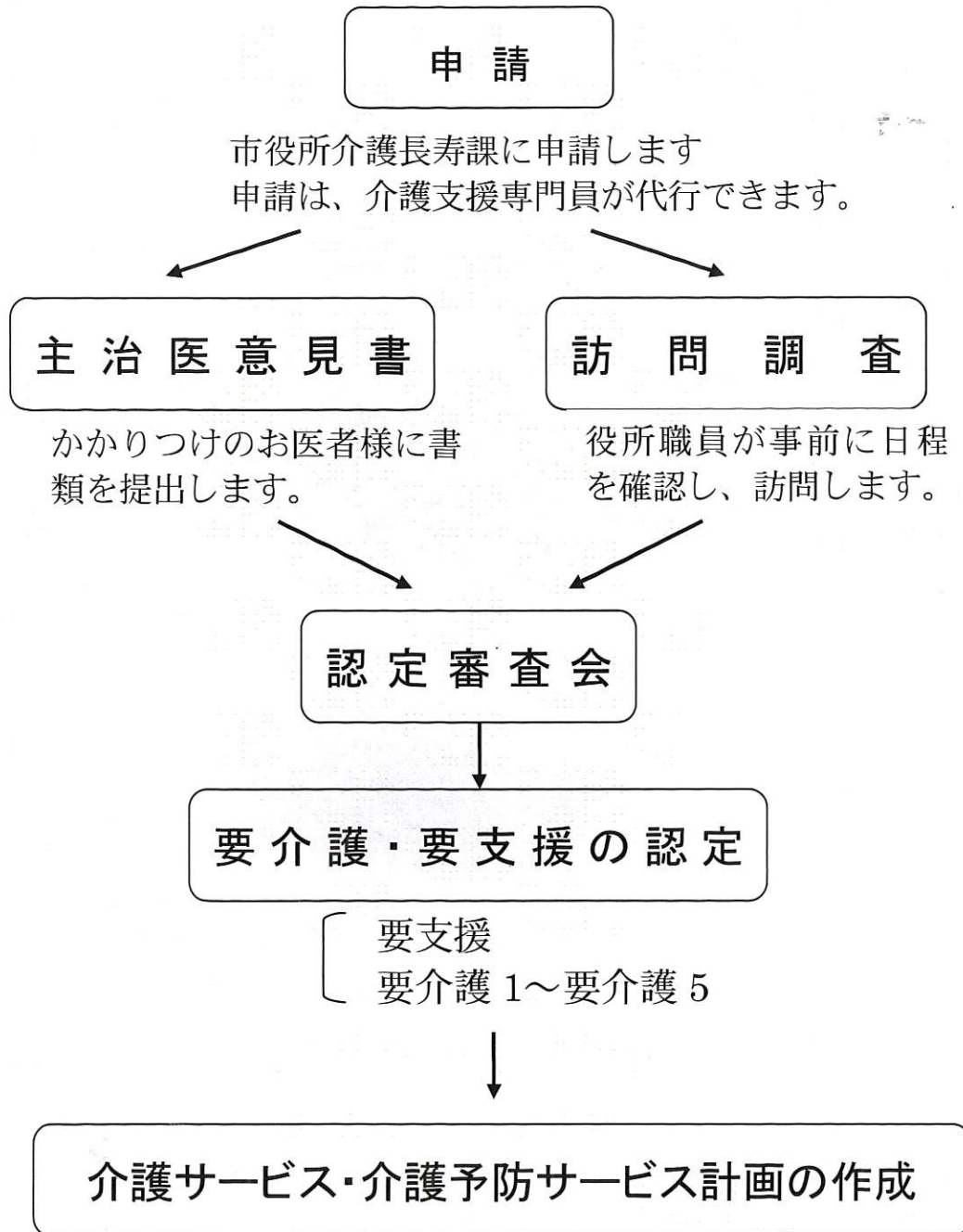


# ☆ 介護サービスを利用するには ☆



## 介護サービス計画の作成

- ☆ 居宅介護支援事業者の介護支援専門員が、利用者本人や家族と面接し、問題点や課題を把握します。
- ☆ 要介護度を基に計画の原案を作成し、サービス事業者との連絡、調整をします。
- ☆ 利用者の希望や心身の状況を考慮し、要介護度に応じた介護サービス計画を作成します。
- ☆ サービス計画が効果的に提供されるよう利用者の状態を定期的に評価します。
- ☆ 利用者に介護サービス計画の同意を得ます。
- ☆ 自分で介護サービス計画を作成する場合には、利用者自身がサービス事業者のサービス内容や単価を確認し、保険証を添付して役所に届け出てください。

### 在宅サービス

- ◇ ホームヘルプ
- ◇ 訪問看護
- ◇ 訪問入浴
- ◇ デイサービス
- ◇ デイケア
- ◇ 福祉用具の貸与
- ◇ ショートステイ
- ◇ 居宅療養管理指導
- ◇ 特定施設入所者生活介護
- ◇ 福祉用具購入費の支給
- ◇ 住宅改修費の支給等

### 施設サービス

施設には自分で直接申し込めます。

- ★ 介護老人福祉施設
- ★ 介護老人保健施設
- ★ 介護療養型医療施設

